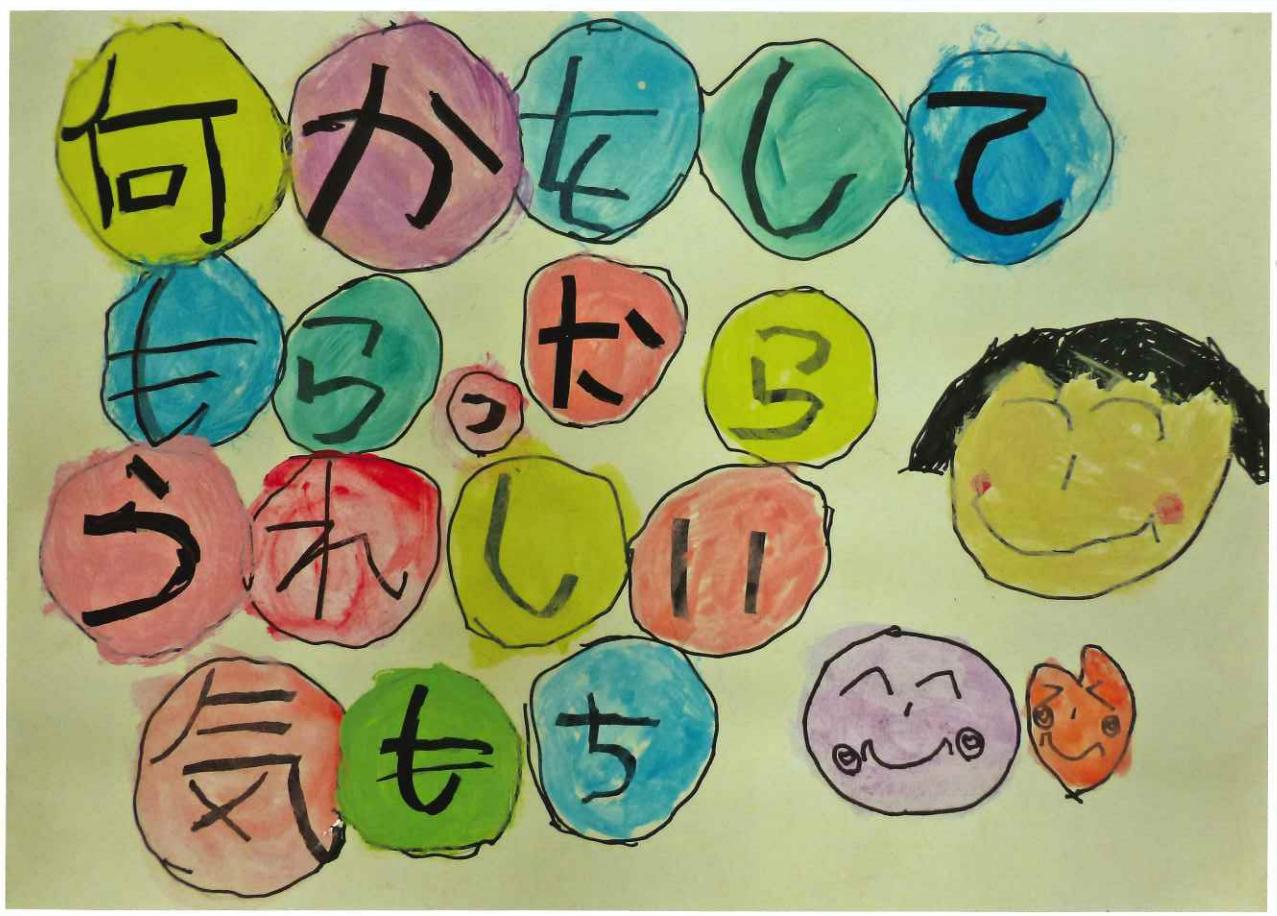




第16集

# すてきなまちに

～子どもの安心・安全を守る～



2019年度人権作品

野洲養護学校高等部1年 松川 真奈さんの作品

野洲市・野洲市教育委員会・野洲市人権啓発推進協議会  
2020年(令和2年)3月発行

# はじめに

1989年(平成元年)に、国連は、子どもの人権のために「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を採択しました。しかし、現在、子どもをとりまく環境はますます複雑・多様化しています。そのような中で、いじめ、虐待など、子どもの権利や命を脅かす様々な問題が存在します。

そのため、子ども一人ひとりが、安心して自分らしく生き生きと輝けるように、社会全体で考え、見直していくなければなりません。そして、子ども自身が、かけがえのない存在であることを理解し、健やかに成長できる環境づくりを進めていく必要があります。

野洲市でも、毎年いじめが起こっており、その中には深刻なものもあります。学校では、教職員がいじめに気づき、迅速に取り組むことが必要です。子どもたちが安心して過ごし、豊かに成長できる学校になるように、感性を磨き、解決に向けた体制づくりに、さらに取り組んでいきます。

また、野洲市では、人権問題を解決するため市民と行政の協働による様々な取り組みを行っています。その啓発の一環として、『すてきなまちに』第16集を作成しました。今回は、子どもの人権について特集しています。市民の皆様に広く読まれ、地区別懇談会や研修会などでも活用され、子どもから大人まで、すべての人が安心して過ごせるすてきなまちをつくるために、少しでもお役にたつことができれば幸いです。また、多くの児童生徒の人権作品(入選作品)を紹介していますのでご覧ください。

も < ジ

I 子どもへの虐待 ..... 1~4

II いじめ ..... 4~6

2019年度(令和元年度)人権尊重をめざす人権作品紹介 ..... 7~10

## 野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもっている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

# I 子どもへの虐待



## 虐待は重大な人権侵害です

子どもへの「虐待」が連日のように報道で取り上げられています。幼い子どもが命を落とすなどの痛ましい事件も多く、「虐待」は大きな社会問題となっています。大切に保護されるべき子どもが命や心を脅かされることのないように、子どもの笑顔を守るまちをつくるためにこの問題を考えてみましょう。

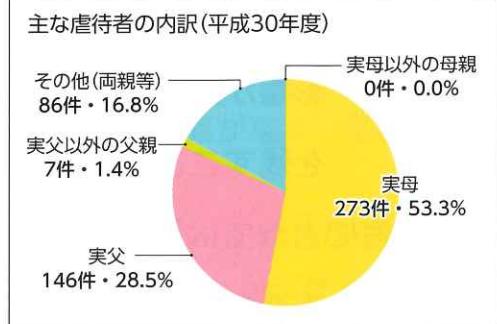
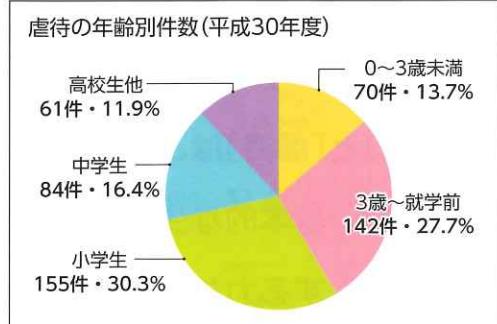
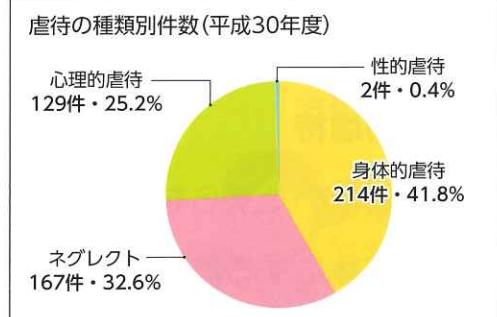
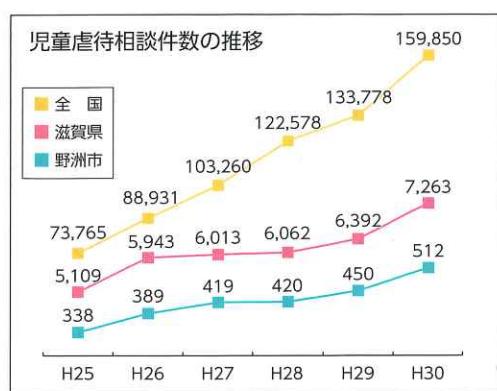
### 1. 野洲市の児童虐待の現状

2018年度(平成30年度)における野洲市家庭児童相談室に寄せられた児童虐待相談件数は512件で、前年度と比較すると62件増加しています。

虐待相談種別では、「身体的虐待」が最も多く214件で全体の41.8%、「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」が167件で32.6%となっています。

被虐待児童の階層別では、「小学生」が最も多く155件で全体の30.3%、「3歳～就学前」が142件で27.7%となっています。

主な虐待者では、「実母」が最も多く273件で全体の53.3%、「実父」が146件で28.5%となっています。



※平成30年度野洲市家庭児童相談実績の概要より

## 2. 子どもへの虐待とは？

保護者(親、または親に代わる養育者)によって子どもに加えられた行為で、児童虐待の防止等に関する法律では4種類に分類され、具体的な例は次のとおりです。実際は、各種の虐待が重複して起こっていることが少なくありません。

### (1)身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだすなど、身体的な苦痛を与える行為

### (2)ネグレクト(養育の拒否・怠慢)

適切な衣食住の世話をしない、ひどく不潔なままにする、病気になっても病院へ連れて行かない、乳幼児を車内に放置したり、家に残して外出するなどの行為

### (3)心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、拒否的な態度を示す、子どもの前で配偶者やその他の家族に対し暴力をふるうなどの行為

### (4)性的虐待

性的ないたずらをする、性的行為を強要する、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にするなどの行為

## 3. しつけと虐待の違い

「しつけ」と「虐待」は、質的に全く違うものです。

「しつけ」…基本的な生活習慣や社会のルール・マナー、自分で行動をコントロールする力などを身につけるための行為です。

「虐待」…子どもの人権を著しく侵害し、子どもの健康や成長、発達などに重要な影響が生じる可能性がある行為、または子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧される行為です。

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害ならば、「虐待」になります。虐待は、どのような理由であっても、正当化されるものではありません。

## 4. 虐待に至るおそれのある主な要因

### (1) 保護者にかかる要因

保護者自身の性格や精神疾患等による精神的な不安定、育児に対する知識不足  
や不安、日常的な生活のストレスなど

### (2) 養育環境にかかる要因

家庭の経済的困窮、夫婦間の不和、定期的な健康診査を受診させないなど

### (3) 子どもにかかる要因

保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子どもなど

### (4) 社会的孤立による要因

親族、友人、近隣、地域社会から孤立した家庭など



## 5. 虐待を防ぐために

虐待の要因に気づいたら、支援につなぐことが発生予防になると考えられます。

たとえば、子育てに困っているなどの相談を受けたら、

(1)十分に時間をかけて、よく話を聴きましょう。

(2)相談者の気持ちを受け止め一緒に考えましょう。

(3)相談内容によっては、市役所などに相談しましょう。

※地域ぐるみで、注意深く見守りをお願いします。



....虐待のサインを見逃さないで....

### 子どものサイン

- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 家に帰りたがらない  
(夜遅くに外に出歩いている)
- 日常的に子どもの泣き声がする
- 乱暴・攻撃的な言葉づかいや行動
- 理由もなく、学校や幼稚園、保育園を休んでいる

### 親のサイン

- 長期不在、所在不明な状況が多い
- 育児への不安が極端に高かったり、低かったりする
- 地域や親族との交流がなく、孤立している
- 夫婦関係が良くない(配偶者からのDV)
- 赤ちゃんや幼児だけを残して外出する

# 「児童虐待かも？」と思ったら、すぐにお電話ください。

## ●野洲市家庭児童相談室

☎077-587-6140 (077-587-1121代 [夜間／土・日・休日])

## ●滋賀県中央子ども家庭相談センター <滋賀県虐待ホットライン>

☎077-562-8996 (24時間対応)

## ●児童相談所:全国共通3桁ダイヤル: 189

\*相談者のプライバシーはしっかり守られます(匿名でも結構です)

## ※児童の権利擁護

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の改正により、「親権者等による体罰の禁止」が盛り込まれます。(令和2年4月1日施行)

## II いじめ

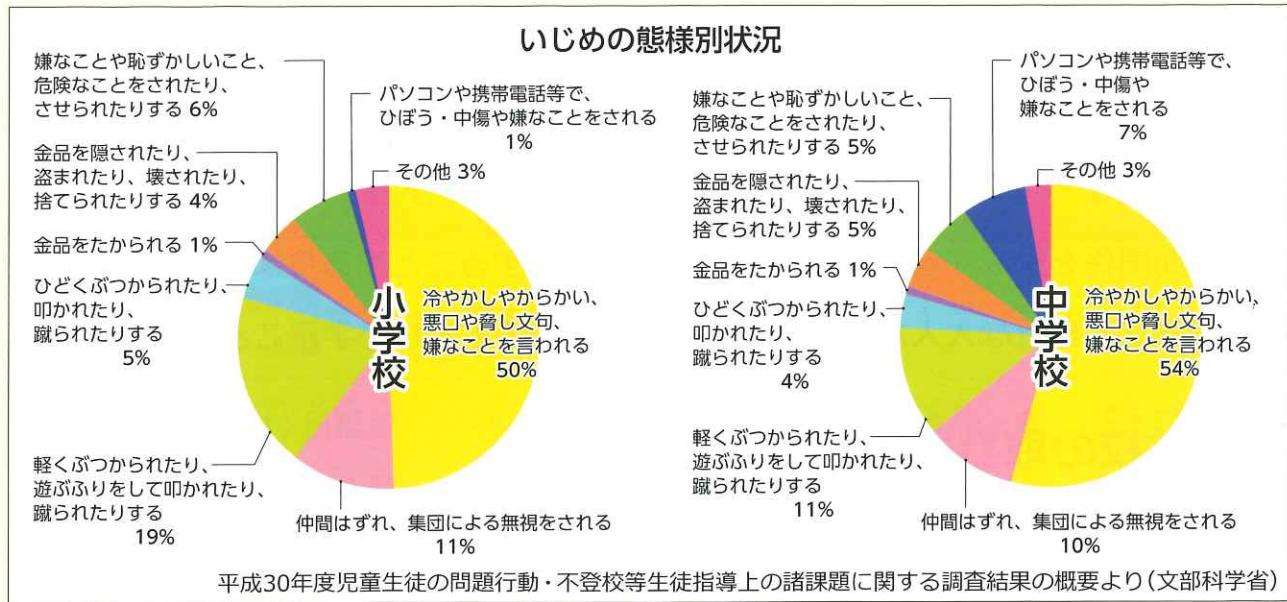
いじめも差別も人の命を奪いかねない重大な人権侵害です。いじめは、被害を受けた子どもが心や体に苦痛を感じている場合に該当します。いじめは、すべての子どもが対象となり、どの学校にも起こりうる問題です。ただ、いじめは、いじめる子といじめられる子の立場が変わることがあります。しかし、その立場が変わることがないのがいじめと差別の大きな違いです。

### 1. いじめの現状

(公立小・中学校および県立学校)



平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より(滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課)



野洲市では、軽微ないじめも積極的に認知しています。小・中学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっています。

## 2. いじめとは(いじめの定義)

いじめは、ほんの些細なことがきっかけではじまることがあります、しっかりと対応しないと、重大な事態に至ることがあります。法律の定義に則り、いじめの認知を正確に行なうことが極めて重要です。

### 「いじめ防止対策推進法」第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、(中略)心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの認知について

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行なうものとする。

(文部科学省国立教育政策研究所 いじめの「認知件数」より)

「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知する。通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として積極的に認知する。(文部科学省 いじめの認知について より)

### 3. いじめの原因を考えましょう

いじめを生み出す原因には様々なものがあります。環境の変化により、家庭や地域で自然と学べていた社会性やコミュニケーション力が育っていない子どもが増え、人間関係を形成するうえで、トラブルが発生することがあります。また、虐待を受けるなど身近な大人からの暴力をマイナスの手本として学ぶこともあります。

### 4. 学校の取り組み

①学校では、いじめの未然防止のために、日々の教育活動で自分が必要とされていることを実感できる取り組みを進めています。②いじめの認知向上のために、教員の感性の向上に努め、いじめの兆候を見逃さないようにしています。

### 5. 家庭の取り組み

①自分の子どもの声をじっくり聴きましょう。②自分の子を見守り、理解し、支えましょう。③いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝えましょう。④子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験をさせましょう。

### 6. 地域の取り組み

①子どもたちを支えるコミュニティを形成し、みんなで子どもたちを見守りましょう。②子どもたちの居場所や活動の機会をつくり、地域行事に参加させましょう。③子どもたちが大切にされ、子どもたちを支えることができる地域づくりを進めましょう。④気になることは、学校や下の表の機関に連絡するようにしましょう。

#### いじめ等の相談窓口

けんりつがっこう 県立学校および市町立小中学校・義務教育学校でのいじめ相談	077-567-5404
「こころんだいやる」	0120-0-78310
「子どもの人権110番」	0120-007-110
野洲市ふれあい教育相談センター	077-587-6925

子どもは、一人ひとりが守られるべき、大切な一人の人間です。子どもが安心して、自分らしく生き、成長していくよう、社会全体で支えていきましょう。